

# JA 鈴鹿 「農業者所得増大・地域活性化」に向けた総合支援策

《平成 29 年度》

## 1. 営農振興基金

JA 鈴鹿の営農振興基金は、新規就農者や規模拡大に取り組む意欲ある生産者の皆さまへ機械の購入費や資材費の一部を助成することにより、地域農業の振興に寄与することを目的としています。ぜひ、ご利用下さい。

### A. 振興園芸事業

対象作物	白ネギ	
対象者	① 10a 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等） ② 10a 以上の規模拡大を行う方	
対象経費	資材費	新規取組にかかる経費（播種器、ネギネット）
	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費 （育苗ハウス、定植機、土寄せ機、収穫機、出荷調製機械・設備）
助成内容	① 新規取組	上記の経費合計額の 50%以内（限度額：100 万円/経営体）
	② 規模拡大	上記の経費のうち、機械・設備にかかる費用の 50%以内 （限度額：100 万円/経営体）

### B. 施設園芸事業

対象作物	施設園芸作物	
対象者	100 m <sup>2</sup> 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等）	
対象経費	施設設備	新規取組にかかる経費（パイプハウス一式、灌水設備、加温設備等）
助成内容	上記の経費の 50%以内（限度額：100 万円/経営体）	

### C. 多彩な野菜づくり応援事業

対象作物	園芸作物全般	
対象者	1a（100 m <sup>2</sup> ）以上の規模拡大を行う方	
対象経費	種苗費	規模拡大にかかる経費
助成内容	上記の経費 ※ ただし、拡大した面積 1a（100 m <sup>2</sup> ）あたり 5,000 円を限度とし、1 経営体あたり 5 万円を上限に助成	

### D. その他事業

対象作物	当組合の審査会が適当と認めた作物	
対象者	① 10a 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等） ② 10a 以上の規模拡大を行う方	
対象経費	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費
助成内容	上記の経費の 50%以内（限度額：100 万円/経営体）	

※ 各事業とも 3 年間の事業計画書を提出していただき、その計画が審査会によって適当であると認められた方が助成対象となります。

※ 助成対象経費のうち、機械・設備については 100 万円が上限となりますが、助成回数の制限はございません。また、汎用性のある機械は助成対象となりませんのでご注意ください。

※ 助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

詳しくは・・・

営農指導課 ☎ 059-384-1126

## 2. 地域・農業活性化に向けた新たな支援策

名 称	助成要件	助成内容	お問い合わせ先
農業関連特殊免許取得支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車</li> <li>・けん引自動車</li> <li>・フォークリフト</li> </ul> 農業で使用する上記何れかの免許取得を希望する農業を営む方を対象に、それぞれ1回限り助成します。	大型特殊自動車、けん引自動車、フォークリフト各免許の取得費用または限定解除にかかる費用の50%（上限5万円）	農畜産課 ☎ 059-384-1163
獣害被害対策支援	〈防護柵〉 鈴鹿市・亀山市・四日市市から獣害被害対策に関する補助を受け、防護柵を設置された方。*	〈防護柵〉 各行政が行う補助事業の補助残部分の50%（上限15万円）	営農指導課 ☎ 059-384-1126
	〈捕獲用檻〉 捕獲用檻（箱罟・囲罟）を購入された方に対し、1回限り助成します。	〈捕獲用檻〉 購入費用の50%（上限10万円）	
農機格納点検整備料助成	当JAの整備センターでコンバインまたは田植機の格納点検整備を受けた方。	点検整備料の基本料金の20%	農機自動車課 （整備センター） ☎ 059-379-5510
高齢者健康支援	ふらっとほーむでの福祉活動に参加するボランティア会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア会員へのコーディネーター資格取得費用の助成</li> <li>・測定器具の無償貸与</li> </ul>	生活福祉課 ☎ 059-384-1123

※ 鈴鹿市防護柵設置費補助金交付要綱・亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱および四日市市鳥獣被害防止対策事業を指します。  
 ※ 助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 農業所得増大・地域活性化応援プログラム（県域企画応援事業）

名 称	助成要件	助成内容	お問い合わせ先
園芸事業におけるパブリック構築応援事業	対象品目（なばな、キャベツ、かぼちゃ、玉ねぎ、はくさい、青ネギ、白ネギ、モロヘイヤ、オクラ、ブロッコリー、ほうれん草、だいこん、アスパラガス、ばれいしょ、ニンジン）の作付面積が10a以上あり、継続して3年以上作付することが見込めること。	対象品目について拡大した面積10a当り5万円を助成	営農指導課 ☎ 059-384-1126
茶における品質向上対策事業	新たに被覆を実施する園地を対象。ただし、新たに品質向上に資する施肥技術の導入と併せて被覆資材を更新する場合は既存園地も助成対象。	資材費等の合計価格（税抜き）の40%相当額または30万円のいずれか低い金額  <b>【対象資材等】</b> ・寒冷紗および被覆に要するその他資材 ・品質向上に資する新たな取組みに要する肥料および資材	農畜産課 ☎ 059-384-1163
三重県産和牛繁殖基盤強化事業	和牛繁殖経営の規模拡大、または新たに和牛繁殖経営を営もうとする三重県内の生産者の方で、繁殖基盤強化のため、新築、増改築または修繕する施設を対象。	〈新築・増改築〉 施設整備費の合計価格（税抜き）の40%相当額または300万円のいずれか低い金額  〈修繕〉 施設整備費の合計価格（税抜き）の40%相当額または100万円のいずれか低い金額	

※ 助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。